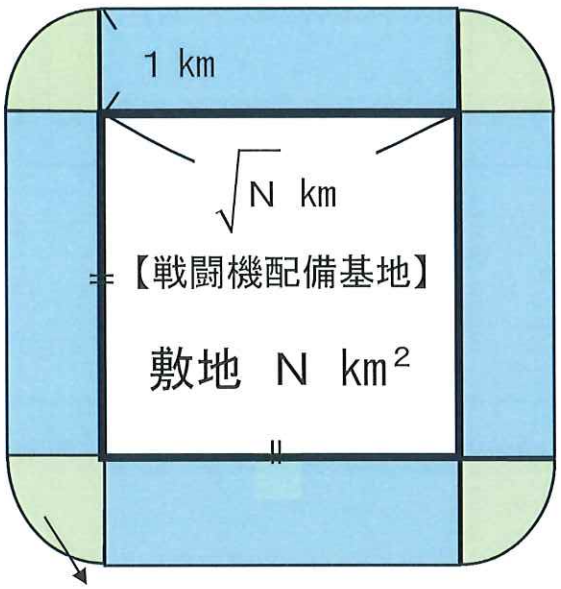
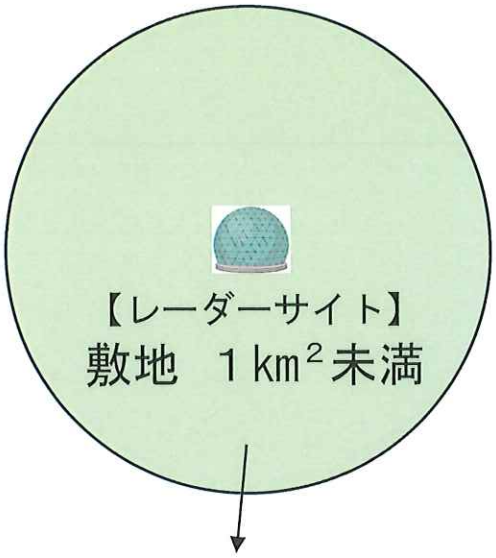
規制区域の総面積について（ごく粗い試算）

規制区域のイメージ図





$\frac{1}{4} \times 3.14\ km^2$

$3.14\ km^2$

☞戦闘機配備基地の敷地の形状を正方形と仮定すると、

敷地境界から１km の範囲の面積は、$4\sqrt{N} + 3.14\ km^2$

●試算の方法は以下のとおり。（規制区域として指定されることが政府資料で例示されている、戦闘機・レーダーの配備先及び無人の国境離島に限定）

①戦闘機が配備されている航空自衛隊及び米軍の基地（９か所）の敷地面積は、合計 71km²、平均 7.89km²

☞規制区域の面積は（$4\sqrt{7.89}$ +3.14）× ９ ＝ 129.42 km²

②レーダーサイト（28 か所）の大部分は敷地面積１km² 未満

☞規制区域の面積は 3.14×28 ＝ 87.92 km²

③無人の国境離島（29 島）のうち公表されている１km² 以上の 11 島

☞規制区域の面積は 37.87 km²

●上記①②③を合計すると、規制区域として指定される可能性がある面積は、129.42 ＋ 87.92 ＋ 37.87 ＝ 255.21 km²

◎ 大阪市（225.34 km²）より広く、千葉市（271.76 km²）、豊橋市（262.05 km²）、六ヶ所村（252.58 km²）に近い

【参考】戦闘機基地の面積（単位：km^2。小数第三位以下四捨五入）

基地名	面積	基地名	面積	基地名	面積
千歳基地	9.87	三沢基地	16.00	百里基地	4.56
小松基地	4.38	岩国基地	8.67	築城基地	2.71
新田原基地	2.86	那覇基地	2.09	嘉手納飛行場	19.86

（各基地ＨＰ、立地自治体ＨＰ等を基に作成）

【参考】無人の国境離島の面積（単位：km^2。１km^2以上のものに限る。）

島名	都道府県	面積	島名	都道府県	面積
大島	北海道	9.74	大黒島	北海道	1.07
北硫黄島	東京都	5.56	八丈小島	東京都	3.07
鳥島	東京都	4.78	聟島	東京都	2.56
男島	長崎県	2.50	黒島	長崎県	1.12
臥蛇島	鹿児島県	4.05	内離島	沖縄県	2.10
外離島	沖縄県	1.32			

（国土交通省国土地理院「令和８年全国都道府県市区町村別面積調（７月１日時点）」を基に作成」）

令和８年11月12日
調査及び立法考査局
外交防衛調査室・課
国土交通調査室・課

主要国の安全保障上の土地利用規制制度

	日本（現行法）	日本（改正案）(注1)	アメリカ（連邦）	イギリス
根拠法令	重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律（令和３年法律第84号）		外国投資リスク審査現代化法 (Foreign Investment Risk Review Modernization Act)	2021年国家安全保障・投資法 (National Security and Investment Act 2021)
1①規制対象	注視区域・特別注視区域：防衛関係施設、海上保安庁施設、生活関連施設（原子力関係、空港）の周辺区域（おおむね1,000m）、国境離島等（第５条、第12条） ＊特別注視区域とは、注視区域のうち機能が特に重要なもの又は機能の阻害行為が容易であり代替が困難であるものの区域 規制対象：土地・建物（土地等）の所有権移転の契約当事者（売り手・買い手）、土地・建物の利用者	背景：ドローン攻撃など新たな安全保障リスクへの対応、防衛関係施設等の周辺の土地・建物を取得する段階で規制する必要 規制区域：ドローン攻撃で著しく機能を阻害される可能性がある施設の周囲約1,000m、無人の国境離島を「規制区域」に指定 規制対象：土地・建物の所有権移転の契約当事者（売り手・買い手）、土地・建物の利用者	・外国人による国家安全保障上センシティブな米国政府の施設に近接する、又は空港若しくは港湾がかかわる一定の不動産取引（50U.S.C.第4565条(a)） ※不動産取引は義務的事前申告の対象とはされていないものの、対米外国投資委員会（CFIUS）に審査権限が認められている。（施行規則§802.101(a)、§802.210-212） ※「外国人」とは、外国籍の個人、外国政府、外国事業体及びこれらが支配権を行使し又は行使可能な企業を指す。（施行規則§802.221）ただし、適用除外不動産国に指定されている英国、オーストラリア、カナダ及びニュージーランドは除く。（施行規則§802.215） ※「近接する」とは、最大100マイル以内の範囲を指す。（施行規則§802.217）	・国家安全保障にリスクをもたらすとみなされた土地取引（第１条第１項、第７条第４項ａ） ※土地は事前届出の対象ではないが、2024年ステートメントは、コールイン審査の対象となり得る例として、国家安全保障上の重要施設や当該施設に近接する土地を挙げている。
1②取得・利用制限	※土地等の取得制限はなし ・内閣総理大臣は、注視区域内において機能阻害行為（重要施設の施設機能又は国境離島等の離島機能を阻害する行為）のおそれが認められたとき、土地等利用状況審議会の意見を聴いて、土地等の利用者に対し、利用中止を勧告・命令することができる（第９条） ・土地等の所有権移転等の契約当事者は、特別注視区域にある土地・建物の所有権移転等をする場合、内閣総理大臣に対して事前届出が義務付けられる（第13条）	・規制区域内で土地・建物の所有権移転を行う場合の事前許可 ・①外国の政府や政党、②外国軍の活動従事者、③外国政府の情報収集活動への協力義務を負う者、①～③が実質的に支配する法人の取得も原則として不許可とし、合併等で不許可の要件に該当することになった法人には、国が１年以内に第三者に譲渡するよう命令する（譲渡されなかった場合は、国が競売を申立てる） ・貸借権等を取得した場合の事後届出 ・事前許可を受けずに行われた所有権移転は無効とし、不動産登記を受け付けない	・対象取引の結果として生じる国家安全保障に対する脅威を軽減するために、当事者に対しリスク軽減措置を課すことができる。（50U.S.C.第4565条(l)(3)） ・審査の結果、国家安全保障を害するおそれがあると認められ、かつ他の法令で対応できない場合、大統領は取引の禁止等を命じることができる。（50U.S.C.第4565条(d)）	国家安全保障へのリスクが生じると判断された場合は、取引の中止や解消命令、条件付きの承認などの最終命令が出される。（第26条）
2 国会のチェック	― （区域指定について官報公示の義務あり）	―	［報告説明］ ・CFIUSは、各案件について審査終了後、上下院の院内総務等に対して通知を送付しなければならない。（50U.S.C.第4565条(b)(3)） ・CFIUSは、上下院の院内総務等から要求があった場合は、審査を終了した案件について説明をしなければならない。（50U.S.C.第4565条(g)） ［年次報告書］ ・CFIUSは、議会に対し、申告の件数や申告された投資計画の内容、大統領による命令の内容等を含む年次報告書を提出しなければならない。（50U.S.C.第4565条(m)）	［ステートメント］ ・主務大臣は、どのような場合にコールイン審査を行うと想定されるかについて明示した文書（ステートメント）を発出する。（第３条第１項・同条第２項） ・ステートメントは少なくとも５年に１度見直され（第３条第４項）、発出する前に議会に提出されなければならない（第４条第１項ｃ）。 ・議会はステートメントを承認しない旨の決議を行うことができる。（第４条第２項） ・いずれかの院が承認しない旨の決議を行った場合、主務大臣は当該ステートメントを取下げなければならない。（第４条第３項） ［年次報告書］ ・主務大臣は、毎年、義務届出や任意届出、コールイン審査の件数等について報告書を作成し、議会に提出しなければならない。（第61条）
3 司法のチェック	―	―	―	―
4 行政権限の濫用防止	（土地等利用状況審議会） 内閣総理大臣は、生活関連施設に係る政令の制定・改廃、区域の指定、勧告の実施等に当たり、専門委員で構成する土地等利用状況審議会の意見を聴取する（第14～20条）	―	―	―
5 国民の権利保護	（損失補償） 内閣総理大臣は、勧告又は命令（勧告等）を受けた土地等の利用者が当該勧告等の措置を行ったことにより損失を受け又は他人に損失を与えた場合においては、その損失を受けた者に対して通常生ずべき損失を補償する（第10条） （土地等の買入れ） 内閣総理大臣は、土地等の所有者から勧告等により当該土地等に関する権利を買い入れるべき旨の申出があった場合、特別の事情がない限り時価により買い入れる（第11条）	―	・制裁金の通知を受けた者は通知の受領から20営業日以内であれば異議申立てができる。CFIUSは異議申立てから原則20営業日以内に最終決定を下す。（施行規則§802.901(e)） ・大統領の決定は司法審査の対象とならない。（50 U.S.C. 第4565条(e)）	・最終命令を受けた者は、主務大臣に対し当該命令の変更又は取消しを請求できる。主務大臣は速やかに当該請求を検討しなければならない。（第27条第３項） ・最終命令を受けた者は、最終命令の内容に不服がある場合は、司法審査を請求することができる。（第49条）
6①調査権限	（土地等利用状況調査） 内閣総理大臣は、注視区域内の土地等の利用状況調査を行う（第６条）。関係行政機関が保有する公簿等（所有者等の氏名、住所、国籍等）の収集（第７条）、注視区域内にある土地・建物の利用者からの報告の徴収（第８条）	「規制区域」内の土地の利用状況を把握するため、内閣府職員による立入調査制度を創設。必要に応じて警察も立入調査し、機能阻害行為を探知した場合は是正措置を求めるよう内閣総理大臣に申し出る	・CFIUSは、未申告の取引についても、国家安全保障上の脅威を生じさせる可能性がある場合は、当事者に対して当該取引に関する情報の提供を求め、正式届出をするよう求めることができる。（施行規則§802.501(b)）また、召喚状を発行し情報提供を強制的に要請することができる。（施行規則§802.801(a)(6)）	主務大臣は、コールイン審査の過程において、必要な情報を有している者に対し情報提供や証言を求めることができる。（第19条・第20条）
6② 罰則	内閣総理大臣の命令違反、届出義務違反、報告拒否等に対する刑事罰 （第25条～28条）。	無許可での土地取引に対する刑事罰	・申告内容や提供情報に重大な虚偽記載等があった場合、１件の違反について最大500万ドルの制裁金（施行規則§802.901(a)） ・リスク軽減措置に違反した場合、１件の違反について、500万ドル又は当該取引の総額のいずれか高い方の金額を超えない金額の制裁金（施行規則§802.901(b)）	最終命令に従わない場合、 ・拘禁刑又は罰金あるいはその両方（第39条第１項） ・一定額又は日数に応じた額あるいはその両方の金銭的処罰（第40条）

（注１）日本の重要土地等調査法の改正案については、出典資料記載の報道等で把握できる情報を記載している。

令和８年１１月１３日　内閣委員会　中道　長妻昭　提出資料

※　手書き部分は長妻昭事務所で加筆

	フランス	ドイツ	イタリア	カナダ（参考）
根拠法令	都市計画法典（Code de l'urbanisme）	国防のための土地所有権の制限に関する法律 （Gesetz über die Beschränkung von Grundeigentum für die militärische Verteidigung（Schutzbereichgesetz：SchBerG））	軍事組織法典（2010年立法命令第66号：Codice dell'ordinamento militare）	非カナダ人による住宅用不動産の購入禁止法 （Prohibition on the Purchase of Residential Property by Non-Canadians Act）
1①規制対象	・公益地役権（Les servitudes d'utilité publique affectant l'utilisation des sols: SUP）の設定には、地方公共団体が作成する地域都市計画（plan local d'urbanisme）への掲載を必要とする（L.第151-43条、R.第151-51条）。 ・公益地役権は、公共の利益を目的として公共機関によって設定される、財産権に対する行政上の制限であり、土地所有者による土地の占有又は使用権の行使等を禁止又は制限する。 ・具体的には、①人類共通財産（自然・文化遺産等）の保全、②特定の資源及び設備（エネルギー・交通・電気通信等）の利用、③国防、④公衆衛生・安全の各領域が制限の対象となる（R.第151-51条及びR.第161-8条に規定する公益地役権一覧）。	・国防の（特に連邦領土内における外国軍の駐留及び法的地位に関する国家間条約に基づく義務の履行の）目的で指定する保護区域内（Schutzbereich）の土地利用行為（第1条）	・防衛施設・基地、空港、レーダー・無線施設、射撃場等の周辺区域（第320条） ・軍事上重要な自治体、沿岸自治体、島嶼（第333条） ・国防大臣の宣言によって指定される軍事上重要な区域内の不動産（第335条）	非カナダ人による住宅用不動産の購入（第2条） ※非カナダ人（non-Canadian）とは、カナダ国民ではない個人、永住者ではない個人、非カナダ人が実質的に支配する法人、カナダ国外の法律に基づいて設立された法人
1②取得・利用制限	—	・建築・施設変更、海岸・水域等の変更、一定の土地形状・利用変更は要許可（第3条） ※不許可は保護区域の目的を達成するために必要な範囲に限られる ・保護区域内の撮影、図面の作成等の禁止（第5条）	・盛土、一定の管路・設備の設置、建築物の建築等を禁止可能（第321条） ・指定自治体・島嶼については建築物の建設、海洋構造物の工事等は原則要許可（第333条第1項～第3項） ・指定区域における不動産譲渡は県の政府代表（prefetto）の承認が原則必要。ただし、EU市民・EU域内に主要活動拠点を置く法人等に対する譲渡は除く。（第335条）	非カナダ人がカナダ国内の住宅用不動産を直接的・間接的に購入することを禁止（第4条）
2 国会のチェック	—	—	—	—
3 司法のチェック	—	（※事前審査ではない） ・保護区域当局の行政処分に関する訴訟には行政裁判所法が適用される（第26条） ・補償額について地方裁判所に訴訟を提起できる（第25条）	—	—
4 行政権限の濫用防止	・規制対象は、コンセイユ・デタの諮を経るデクレ（政令）により定められる（L.第151-43条）。コンセイユ・デタは、政府の準備する法令案などの諮問に応ずるとともに行政裁判の最上級裁判所としての権限を持つ。	・指定に先立ち州政府・関係自治体の意見を聴取（第1条第3項） ・保護区域の要件の充足について少なくとも5年ごとに当局による審査が必要（第2条第4項）	・利用制限は原則最長5年。5年ごとに、軍事技術部門は制限の根拠を明記した確認提案を地域司令官に提出する（第320条第2項、第331条） ・不動産譲渡の不承認については理由提示が必要（第335条第8項）	—
5 国民の権利保護	—	・財産上の不利益に相当な金銭補償（第12条） ・住居の撤去・明渡し時は猶予期間と代替住居を確保（第6条第2項） ・補償決定への行政不服申立て・訴訟提起（第24条、第25条）	・制限区域の命令・地図は当該市町村において60日間公示し、所有者に通知（第324条） ※利害関係を有する者は、国防大臣への行政不服申立てが可能（第324条第7項） ・財産権の制限（利用制限）については、税務上の評価所得等を基礎に、制限内容に応じ金銭補償（第325条）	—
6①調査権限	—	・保護区域・保護区域指定候補地への当局の立入り権限（第10条） ・所有者には、当局の要請に従い他の権利者の氏名・住所、所有・占有の変更に関する情報を提供する義務が課される（第2条第3項）	・軍事当局の要請に基づき、登記所及び国土庁は補償算定に必要な登記・土地関係情報の提供を行う（第325条第11項）	—
6② 罰則	—	・無許可行為・命令違反等に最高5,000ユーロの罰金が科される（第27条第1項・第2項） ・無許可行為には原状回復義務（第8条）	・承認を要する不動産の譲渡について、承認がなければ当該譲渡は無効であり、登記不可（第335条第4項） ・承認を要する不動産の譲渡が第三者を通じて行われた場合、当該譲渡は無効であり、責任者への刑罰が科される（第335条第9項・第10項） ・その他の違反は、犯罪となる場合等を除き、52～516ユーロの行政罰が科され得る。原状回復命令・代執行も可能（第336条）	第4条に違反して住宅を購入した非カナダ人、禁止されていることを知りながら購入を助言・誘導・援助・幇助した者が、略式起訴により有罪判決を受けた場合、 ・最高10,000カナダドルの罰金が科される（第6条） ・当該住宅用不動産が所在する州の上級裁判所は、大臣の申請に基づき当該住宅用不動産の売却を命じることができる（第7条）

※　手書き部分は長妻昭事務所で加筆

令和８年１１月１３日　内閣委員会　中道　長妻昭　提出資料

（出典）以下の資料を基に作成。

【日本】

1. 重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律（令和３年法律第 84 号）e-GOV 法令検索 <https://laws.e-gov.go.jp/law/503AC0000000084/#Mp-Ch_3-At_9>

2.「重要土地等調査法の制定―重要施設及び国境離島等の機能を阻害する土地等の利用を防止―重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律（令和３年法律第 84 号）令３・６・23 公布 １年３月内施行」『時の法令』2136 号, 2021.12.30, pp.21-34.

3.「基地周辺や無人の国境離島　無許可土地取引に罰則」『東京新聞』2026.10.19, 夕刊.

4.「重要土地　無許可取得に拘禁刑　改正案　３年以下　安保リスク対応」『産経新聞』2026.10.11.

【アメリカ】

1.“50. U.S.C.§4565 Authority to review certain mergers, acquisitions, and takeovers.” GoVInfo Website <https://www.govinfo.gov/content/pkg/USCODE-2024-title50/pdf/USCODE-2024-title50-chap55-subchapIII-sec4565.pdf>

2.“31C.F.R. Part802.” The Electronic Code of Federal Regulations Website <https://www.ecfr.gov/current/title-31/subtitle-B/chapter-VIII/part-802>

3. 西村あさひ法律事務所・外国法共同事業「令和６年度重要技術管理体制強化事業 投資規制対策事業 （諸外国における投資規制の動向及び実態調査）報告書　２米国」2025.3, pp.9-50. 経済産業省ウェブサイト <https://www.meti.go.jp/meti_lib/report/2024FY/000056.pdf>

4. 日本貿易振興機構（ジェトロ）ニューヨーク事務所「対米外国投資委員会（CFIUS）および 2018 年外国投資リスク審査現代化法（FIRRMA）に関する報告書」2019.8. 日本貿易振興機構ウェブサイト <https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/01/f1226c7a434de0f0/20190011.pdf>

【イギリス】

1.“National Security and Investment Act 2021.” legislation.gov.uk Website <https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2021/25/data.pdf>

2.“National Security and Investment Act 2021: Statement for the purposes of section 3.” legislation.gov.uk Website <https://www.gov.uk/government/publications/national-security-and-investment-statement-about-exercise-of-the-call-in-power/national-security-and-investment-act-2021-statement-for-the-purposes-of-section-3--2>

3. 西村あさひ法律事務所・外国法共同事業「令和６年度重要技術管理体制強化事業 投資規制対策事業 （諸外国における投資規制の動向及び実態調査）報告書　４イギリス」2025.3, pp.82-104. 経済産業省ウェブサイト <https://www.meti.go.jp/meti_lib/report/2024FY/000056.pdf>

【フランス】

1.“Code de l'urbanisme.” Legifrance Website <https://www.legifrance.gouv.fr/codes/texte_lc/LEGITEXT000006074075/>

2.“Servitudes d'utilité publique (SUP).” geoportail-urbanisme Website <https://www.geoportail-urbanisme.gouv.fr/infos_sup/>

3. 山口俊夫『フランス法辞典』（第２刷）東京大学出版会, 2011, p.112.

4. 内海麻里「フランスの都市計画法の特徴と計画制度の動態」『土地総合研究』2014 年春号, pp.87-102. （一財）土地総合研究所ウェブサイト <https://www.lij.jp/html/jli/jli_2014/2014spring_p087.pdf>

【ドイツ】

1.“Gesetz über die Beschränkung von Grundeigentum für die militärische Verteidigung (Schutzbereichgesetz).” Gesetze im Internet <https://www.gesetze-im-internet.de/schberg/BJNR008990956.html>

【イタリア】

1.“DECRETO LEGISLATIVO 15 marzo 2010, n. 66.” Normattiva Website <https://www.normattiva.it/uri-res/N2Ls?urn:nir:stato:decreto.legislativo:2010-03-15;66>

【カナダ】

1.“Prohibition on the Purchase of Residential Property by Non-Canadians Act S.C. 2022, c. 10, s. 235.” Government of Canada <https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/P-25.2/page-1.html>

2.「カナダ　不動産関連情報」海外建設・不動産市場データベース（国土交通省ウェブサイト）<https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/kokusai/kensetsu_database/23.canada/page5.html>

令和８年１１月１３日　内閣委員会　中道　長妻昭　提出資料

国立国会図書館

令和８年11月12日
調査及び立法考査局
外交防衛調査室・課

◆御依頼日：11月11日

◆御依頼内容
重要土地等調査法改正法案において土地等の所有権移転の事前許可をしない対象に「外国の法令等に基づき外国の軍隊の活動や政府の情報収集活動への協力義務を負う者等」が含まれていることに関連して、中国の国家情報法の関連規定

国家情報法第７条は、「いかなる組織及び国民も、法に基づき国家情報活動に対する支持、援助及び協力を行い、知り得た国家情報活動についての秘密を守らなければならない」と規定しています。

なお、国家安全法第77条も、国民・組織に対して、国家の安全を脅かす活動に関する情報提供及び国家の安全のための業務への便宜供与・協力といった義務を課しています。

＜提供資料＞
「中華人民共和国国家情報法」『外国の立法』274号, 2017.12, pp.71-75.
「中华人民共和国国家安全法」第77条　中央网络安全和信息化委员会办公室・中华人民共和国国家互联网信息办公室ウェブサイト <https://www.cac.gov.cn/2015-07/01/c_1115787841.htm>

令和８年１１月１３日　内閣委員会　中道　長妻昭　提出資料

※　手書き部分は長妻昭事務所で加筆

6

図表Ⅱ－４　機能阻害行為の類型（例示）

該当すると考えられる行為	該当するとは考えられない行為
・自衛隊等の航空機の離着陸の妨げとなる工作物の設置 ・自衛隊等のレーダーの運用の妨げとなる工作物の設置 ・施設機能に支障を来すレーザー光等の光の照射 ・施設に物理的被害をもたらす物の投射装置を用いた物の投射 ・施設に対する妨害電波の発射 ・流出することにより係留施設の利用阻害につながる土砂の集積 ・領海基線の近傍の土地で行う低潮線の保全に支障を及ぼすおそれのある形質変更	・施設の敷地内を見ることが可能な住宅への居住 ・施設周辺の住宅の庭地における住宅と同程度の高さの倉庫等の設置 ・施設周辺の私有地における集会の開催 ・施設周辺の商業ビル壁面に収まる範囲の看板の設置 ・国境離島等の海浜で行う漁ろう

（基本方針11～12頁を基に当室作成）

（出典）衆議院調査局内閣調査室作成「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第１８号）に関する資料」より抜粋

令和８年１１月１３日　内閣委員会　中道　長妻昭　提出資料

令和８年 11 月 12 日
警察庁警備局警備運用部
警　備　第　一　課

小型無人機等飛行禁止法違反の検挙件数及び対象施設の類型ごとの内訳について

標記について、重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成 28 年法律第９号）が施行された平成 28 年４月７日から令和７年 12 月 31 日までの間に、同法違反で検挙した事件の件数は 25 件です。

そのうち、対象施設の類型ごとの内訳は、

○　対象防衛関係施設が 17 件
○　対象原子力事業所が２件
○　対象空港が２件
○　国の重要な施設等が１件
○　令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成 27 年法律第 33 号）の規定により指定された対象大会関係施設が２件
○　平成三十一年ラグビーワールドカップ特別措置法（平成 27 年法律第 34 号）の規定により指定された対象空港が１件

です。

以　上

内閣府政策統括官（重要土地担当）付　令和８年１１月１２日（木）提出

改正重要土地等調査法と小型無人機等飛行禁止法の対象施設の比較

施設の類型		重要土地等調査法	小型無人機等飛行禁止法
1	皇居、国会議事堂、 総理官邸　等	○	○
2	危機管理行政機関の庁舎	○	○
3	防衛関係施設	○	○
4	海上保安庁の施設	○	×
5	最高裁判所庁舎	×	○
6	特別要人所在施設	×	○
7	政党事務所	×	○
8	外国公館等	×	○
9	原子力関係施設	○	○
１０	空港	○	○